

# 被扶養者の異動手続きについて

新春を迎えると、卒業・進学又は就職等に伴う被扶養者の異動が生ずる季節となります。

そこで、平成28年4月までに組合員被扶養者証の有効期限に到達される被扶養者の皆様については下記の提出書類により被扶養者の継続又は取消しの届出を所属所共済組合事務担当課を通して行っていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、高等学校へ進学される被扶養者にあつては、平成28年6月頃に届出を行っていただくよう別途通知する予定です。

## 記

### 1 諸手続きに伴う提出書類

#### (1) 早々に手続きをお取りいただける方

平成28年4月の状況	提出書類
新たに大学・短大・各種学校へ進学した方	被扶養者申告書（継続） 在学証明書（注1） 組合員被扶養者証

#### (2) 4月1日以降に手続きをお取りいただきたい方

平成28年4月の状況	提出書類
就職する方	被扶養者申告書（取消） 組合員被扶養者証 場合によっては、取消すまでの収入を確認することもあります。
受験勉強中、求職活動中又は内定期間中の方	被扶養者申告書（継続） 家族状況調書 所得証明書 生計維持確認書類 { 同居している場合 …世帯全員の住民票 別居している場合 …仕送り額の確認できる書類（注2） 組合員被扶養者証
アルバイトをしている方 （交通費を含めて総支給額が月額108,334円未満）	被扶養者申告書（継続） 家族状況調書 所得証明書 雇用証明書 生計維持確認書類 { 同居している場合 …世帯全員の住民票 別居している場合 …仕送り額の確認できる書類（注2） 組合員被扶養者証

留年等により4月1日以降引 続き大学等へ在学する方	被扶養者申告書（継続） 在学証明書（平成28年4月以降の交付されたもの） 組合員被扶養者証
------------------------------	---

(注1) 遠方の大学等へ進学するため、入学前に更新後の「組合員被扶養証」の交付を希望される方にあつては、「合格通知書」又は「入学許可証」の写しに別紙「申立書」を添えて届出を行ってください。

なお、この「申立書」等により継続認定の届出を行った場合は、平成28年5月末日を期限として「在学証明書」を必ず提出してください。

(注2) 扶養手当の受給がなく組合員と別居されている方の継続認定にあつては、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上の公的年金等の受給者又は障害を支給事由とする年金受給者にあつては180万円未満）であつて、かつ、当該年間収入の2分の1以上を生活費として組合員が援助（振込みに限る。）していることが被扶養者の要件となります。

また、仕送りは、被扶養者の毎月の生活を経済的に支援する資金であることから、次の方法により毎月送金しているもの以外は「仕送り」として認めておりません。

なお、平成28年4月から扶養手当の受給がなく「別居する」場合であっても、4月分の生計維持を確認した上で、更新後の「組合員被扶養者証」を交付することとなりますので、事前に振込んでから継続認定の届出を行っていただけますようお願いいたします。

仕送り方法	金融機関からの「振込み」によるものとします。 手渡しによる方法は客観的な事実確認が困難なことから認めておりません。
確認書類	銀行の振込受領書、ATM利用明細書等として、一枚の用紙で振込人と受取人の氏名、金額及び振込日等が確認できるもの。通帳の写しによる確認は、表紙と内容が同一であることの確認が困難なことから認めておりません。
仕送り額	最低限1人世帯月5万円以上、2人世帯月9万円以上必要であり、かつ対象者の全収入の原則1/2以上の送金が必要となります。

ただし、次の方は別居であっても「仕送り」の事実確認を要しません。

- ・ 扶養手当の支給がある配偶者及び子
- ・ 子が学生で進学による別居
- ・ 次の精神薄弱者更正施設等への入所による別居
  - ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者授産施設
  - ② 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更正施設及び知的障害者授産施設
  - ③ 老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する老人保健施設

## 2 留意事項

- (1) 組合員が資格喪失したときは、同時に被扶養者を取消すこととなります。「組合員証、組合員被扶養者証及び高齢受給者証」は、「組合員資格喪失届書」へ添えて返納してください（別途、「被扶養者申告書」を提出していただく必要はありません。）。
- (2) 組合員が任意継続組合員の資格取得の申出を行う場合に係る被扶養者の諸手続きにつきましては、所属所を経由することなく4月1日以降に直接当組合宛て手続きをお願いいたします。
- (3) 継続認定は、原則、「組合員被扶養者証」の有効期限の翌日から30日以内に手続きが必要となります。30日経過後に「被扶養者申告書」を所属所で受付けた場合は、一旦、被扶養資格を有効期限の翌日で取消した上で、「被扶養者申告書」を所属所が受付けた日から再認定することとなります。
- (4) 数年に渡り求職活動をされている方については、別途「公共職業安定所の求職をした受付票(写し)」又は「採用試験等に関する受験票(写し)」等就職活動中であることが客観的に確認できる書類を求めることもあります。
- (5) 本組合が必要だと判断した場合には、別途書類を求めることもありますので、ご協力をお願いいたします。

担 当：保健課 資格担当 保坂南・鶴田 TEL：055－232-7311
--